

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和元年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

（歳入）		
	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	396,413 千円
（歳出）		
	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	396,413 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者総合支援費	1,086,029	777,861			77,827	230,341
	乳幼児・児童医療費	74,596	9,909			16,337	48,350
	保育所運営費	341,516	3,276		43,964	74,319	219,957
	計	1,502,141	791,046		121,813	168,483	498,648
社会保険	国民健康保険会計繰出金	356,486	163,013		8	48,859	144,606
	介護保険会計繰出金	650,615	58,000			149,664	442,951
	計	1,007,101	221,013		8	198,523	587,557
保健衛生	予防費	93,394	1,077		10	23,312	68,995
	妊婦・乳児健康診査	24,686	553			6,095	18,038
	計	118,080	1,630		10	29,407	87,033
合計		2,627,322	1,013,689		121,831	396,413	1,173,238